

生徒心得

本校の教育方針をよく理解し、充実した高校生活を送ってください。以下の「きまり」は団体生活を送るうえで最低限のことです。それ以外のことについては、生徒諸君の良識をもって判断してください。

1. 時間の厳守

- イ. 始業時刻は午前 8 時 30 分である。8 時 25 分の予鈴前までに余裕をもって登校し、準備を整えておくこと。
- ロ. 年間を通じ、登校時刻は 8 時 25 分、下校時間は平日 17 時(完全下校)、考査期間中(前日含む)は 16 時(完全下校)とする。

2. 諸届について

- イ. 欠席、欠課、遅刻、早退はやむを得ない事情がある場合のみとし、事前(事前が困難な場合は事後)に所定の届を担任に提出すること。
- ロ. 一週間以上欠席するとき、および定期考査に欠席するときは、診断書あるいは保護者の理由書と「欠席(試)届」を提出すること。
- ハ. 登校してから下校するまでは、無届で外出しないこと。やむを得ず外出する用がある場合には「外出届」を提出すること。
- ニ. 公共物を大切にすること。器物を破損したときは、直ちに担任に「器物破損届」をもらい、記入して提出すること。

3. 服装

- イ. 通学には、本校所定の制服を着用すること。
男子…本校指定のブレザー、スラックス、カッターシャツ、ネクタイ
女子…本校指定のブレザー、スカートまたはスラックス、カッターシャツ、リボンまたはネクタイ
- ロ. イ以外に、本校指定のベスト・セーターのみ着用を認める。着用期間については別途指示をする。
- ハ. スカートの下に体操服の長パンツやジャージ、ズボン等を着用することは認めない。防寒の必要がある場合には、スカートに代わり指定のスラックスを着用すること。
- ニ. 制服の変形、着崩しなど本校制服のデザインを変える行為は禁止する。

4. 髪型等

- イ. 男女ともパーマ、脱色、染色、エクステンション、かつらなどは厳禁とし、極端な刈り上げや奇抜な髪型も禁止とする。また、ヘアアイロン等による髪型加工も禁止とする。
- ロ. 口紅、マニキュア、ネイル等の化粧、入れ墨(タトゥーシール含む)、装身具〔ピアス(透明含む)、ネックレス等〕は禁止する。

5. 履物

- イ. 通学靴は指定しないが、靴で登校すること。

ロ. 校舎内は学校指定の上履きを使用すること。

6. 昼 食

弁当を持参するか、校内の食堂を利用すること。外食は認めない。

7. 所 持 品

イ. 学校生活に不必要なものは持参しないこと。

ロ. 所持品には記名すること。

ハ. 貴重品・金銭は自身の身につけておくか、ロッカーに入れ施錠しておくこと。

ニ. 遺失、盗難があった場合には、直ちに担任に届けること。

ホ. 体育の授業、部活動等で更衣するときは、貴重品・金銭は貴重品袋に入れ、担当の教員あるいは顧問に預けること。

8. 通 学

イ. 歩行による通学

携帯電話や本などを見ながらの登下校はしないこと。また、ヘッドホンやイヤホンをしながらの登下校もしないこと。

ロ. 自転車による通学

① 自転車通学を希望する生徒は「自転車通学許可願」を提出し、許可されたらステッカーを車体の後部につける。学校周辺の道路は交通量も多く、混雑しており大変危険なので、時間に余裕を持った運転をすること。

② 自転車は、指定された場所に置き、必ず施錠すること。

③ 四輪自動車、単車(原付を含む)による通学は禁止する。

④ 法律に違反する運転をしないこと。

(参考) 違反行為例

携帯電話などを操作しながらの運転、傘を差しながらの運転、ヘッドホンやイヤホンをしながらの運転、信号無視、標識無視、2列以上の並走、二人乗り、夜間における無灯火運転

⑤ 雨天の場合はレインウェアを着用して運転すること。

ハ. 自家用車等での送迎

学校の正門、通用門付近に停車しないこと。

9. 掲 示 等

集会、募金、物品販売、印刷物の配布、署名運動、掲示等の表現行為を行うときは、生徒指導室に届け出て、指導を受けなければならない。

10. 校 外 生 活

イ. 生徒の立ち入りが禁じられている場所、不健全な場所には立ち入らない。

ロ. 原則としてアルバイトは禁止する。やむを得ない事情がある場合は、担任を通じて生徒指導室に「アルバイト許可願」を届け出る。

ハ. 対外試合、催し物に参加するときは、顧問または担任に届け出る。

ニ. 四輪自動車、単車(原付を含む)による通学は禁止する。

ホ. 校内、校外を問わず、交通事故・暴力事件等があった場合は、直ちに学校に届け出る。